

事業承継におけるテーマの1つは、いかに資金調達を図るかです。承継後の安定経営のためには、次の資金が必要となります。①承継前の会社の磨き上げのための投資資金②先代経営者からの自社株や事業用資産の買い取り資金③相続に伴い分散した株式や事業用資産の買い取り資金④相続税の納税資金⑤承継後の経営改善・経営革新のための投資資金。その一方で、経営者の交代を機に金融機関の融資条件や取引先の支払い条件が厳しくなることも懸念されます。

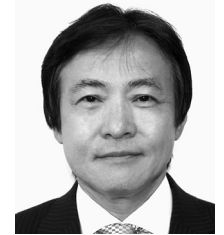
事業承継では、このように段階に応じ資金をスムーズに調達しなければなりません。それには経営者が事前に、金融機関などとの間で事業承継計画や課題、資金ニーズについて認識を共有する必要があります。従業員など親族外承継の場合は有償譲渡も多く、その取得資金の確保も課題となります。たとえ相続・贈与で承継する場合でも、相続や相続税に影響を与えるため経

## 事業承継

の現場から

## 必要資金の調達

営者の親族や後継者の親族との合意形成が求められます。事業承継に必要な資金は「経営承継円滑化法」で、都道府県知事の認定を条件に、主に日本政策金融公庫による後継者個人の株式買い取り資金の融資、信用保証協会による事業承継資金の別枠保証、の支援が準備されています。融資を受ける際の金融機関の対応も変わります。中小企業が借り入れをする場合、これまででは不動産担保や経営者の個人保証を要求されるのがほとんどでした。事業承継においても後継者の経験やノウハウが乏しいことから、金融機関は経営者保証の解除には消極的で、これが事業承継のネックとなっていました。



税理士法人 押田会計事務所  
代表社員 税理士

押田 吉貞氏

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員（委員長）。「遺産分割と相続発生後の対策」（共著）など著書多数。

## 経営者保証見直しの機運

そこで、企業活力の阻害を防ぐ「経営者保証ガイドライン」が策定され、経営者保証に依存しない中小企業融資の仕組みがスタートしました。これに伴い事業承継に際し、金融機関へ経営者との保証解除、後継者との保証契約の必要性の検討を示唆しています。

その場合、債務者には以下の4つの資格要件が求められます。①法人と経営者個人の資産・経理を明確に分離②法人と経営者間の資金の適正なやりとり③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能④適時適切な財務情報等の提供。これらの要件を満たすためには、税理士・公認会計士等の外部専門家による、資産・負債の状況や事業計画・事業見直し、進捗状況等についての検証も欠かせません。

事業承継を検討している中小企業では外部専門家の指導・助言を受けガイドラインの示す要件を満たす体制をつくり上げることが重要です。